

日程第4「議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））。

令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を変更するものとする。

1、契約の目的。令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）

2、請負代金額。原契約金額に対する変更額。金1,839万3,540円増額。

3、契約の相手方。神奈川県秦野市松原町2番地5号、株式会社関野建設代表取締役 関野滋一。

4、変更の理由。工事着手に伴い、外部足場を設置後、外壁の詳細調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したことによるもの。

令和5年10月25日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第39号工事請負の変更について御説明させていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負変更契約書の写しでございます。

今回の変更契約につきましては、外壁改修工の数量増加に伴う請負金額の増額による変更契約になります。議会の議決を受けるべき5,000万を超える工事請負契約のため、提案させていただくものでございます。

恐れ入ります、中段の（1）を御覧ください。（1）請負代金金額につきましては、原契約金額に対する変更額といたしまして、1,839万3,540円の増額で

ございます。

(2) の工期につきましては、工事完了日について令和6年1月31日を令和6年3月29日に変更するものでございます。

(3) の内容につきましては、工事着手に伴い、外部足場を設置後、外壁の調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したことによる金額増額及び工期延長でございます。

契約につきましては、議会の議決をもって本契約とするものでございます。

請負者につきましては、神奈川県秦野市松原町2番地5号、株式会社関野建設 代表取締役 関野滋一でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、参考資料2でございます。こちらは当初の契約の契約締結日を議会の議決を受けた日とした旨を請負業者、請負者に通知した写しでございます。

恐れ入ります。さらにもう1枚おめくりください。参考資料3になります。こちらは、当初の工事請負契約書の写しになります。

恐れ入ります。さらにもう1枚、よろしくお願ひいたします。4枚目になります。こちらはですね、参考資料の4はですね、先般の10月5日の議会全員協議会に提出した資料でございます。4番の追加変更見込み概算額(税込み)でございますが、追加変更契約額2億4,362万5,800円(追加工事見込額1,839万3,540円)の赤字の部分が前回お示しした資料から変更になった箇所でございます。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。6番の実質負担額について(参考)でございます。下段の表になりますが、こちらも当初予算と変更契約見込額の赤字部分も同様に、前回の資料から変更になった箇所でございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、議案第39号の議案書についてです。2枚目の参考資料1の中で、変更する項目の中には請負代金額と工期、内容というふうに書いてあります。この工期の変更というのは、この議案第39号の中

に変更額で請負代金額だけしか記載をしてありません。これで適正なのかどうなのかということです。

2点目といたしましては、変更の理由の中で、外壁の詳細調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したということであります。この金額的には大分高額なですね、契約の中で、当然大規模改修ということですので、どういったところが改修が必要なのか。それらはですね、その前の委託契約等の中で、どのように調査をされているのか。それでも分からなかったということのですね、理由とですね、箇所数が設計数量よりも増加したというふうに書いてありますので、外壁改修工の箇所数がどのように増加をしたのかについてお伺いをいたします。

総務課長 　ただいま井上議員の質問に、1点目の質問にお答えさせていただきます。議案のほうの変更理由のほうに工期のほうが明記されていないというのはどうなのかということだと思いますが、そもそも今回、議会の議決を得る工事請負の提案書にはですね、契約の目的、方法、金額、相手方を明記すれば基本的にはそれで議案として成り立つ形になっておりますので、今回工期のほうについては当初契約のほうにおいても工期のほうは明記をさせていただいておりませんので、今回議案のほうからも割愛をさせていただいているところでございます。以上です。

教育課長 　それでは、2点目の御質問のほうにお答えをいたします。設計委託ではどのような調査をしたのかということでございます。設計時は目視による外壁の調査を行いました。今回施工するに当たりましては、高所であったり軒下等のですね、実際に足場を組んで外壁を確認したところ、やはり小さい亀裂箇所を含め、想定よりも多く改修箇所が発見されたということでございます。放置すると破片の落下等も想定される中で、安全面に配慮して施工するものでございます。また、外壁の具体箇所数ということでございますが、浮き部の補修の部分は当初180ぐらいだったものが、1,122平米、また…そこは面積ですね。面積で設計をさせていただいております。また、モルタルの欠損というんでしょうね、ひび割れとかそういったものは、当初そこは面積だけだったんですけれど

も、実際に数としては4,000か所ぐらいあるということでございます。以上でございます。

9 番 井 上 まず1点目ですね、ちょっとよく分からないんですけども、当初契約というのは参考資料の3ですね。その中には工期というのがね、入ってないというふうに言われましたけれども、入って、この議案の中ですね、参考資料3にはですね、3番で工期ということで入っています。私には入っているように見えるんですけども、いかがかと。

あと2点目のほうはですね、この180平米から1,122平米に増えたというところがですね、基本的に税金で行う事業の中で、足りなかったから増やしたというのはですね、あまりにもその辺の精査、対象のですね、当初設計の精度が低かったのではないかなというふうには理解しますが、これだともう何倍ですかね、1,122平米に増加をしたというところがですね、当初の調査がどうしても高所だということも勘案してもですね、本当にそういったところを調査をして設計をしたのか。それとも、単に目視点検だけでやって、その部分はこういうふうな実際に足場を組んでからの対応というふうなことで対応をしようとしたのかについてですね、再度説明をお願いをしたいと思います。

総 務 課 長 まず1点目の御質問でございます。請負契約書ではなくて、前回御提出させていただいた議案のほうでございます。議案のほうには契約の目的、方法、請負代金額、契約の相手方しか記載されておりませんので、それに伴って同様に今回の変更の議案もそれに伴った形で対応させていただいているところでございます。以上です。

教 育 課 長 それでは回答させていただきます。やはり当初の設計というのが、どうしても目視ということになりまして、足場を組んで実際に近くで見て、またたたいてとかですね、そういったもので判断をしていく部分がどうしてもございますので、やはり当初、なかなかここまであらかじめですね、設計書の中に入れるというのは難しかったのかなというふうに考えております。以上でございます。

9 番 井 上 分かりました。じゃあ、まず1点目のほうはですね、この議案のほうには工期が載っていなかったから、当初のですね、議会の議決を要する議案については載っていなかったと。多分、そのときは議決をしないと工期が定まらないために載っていなかったのではないかなと私は理解しているんですけども、それは載らないということが適正なのかについてですね、適正であるということであれば、そういった旨をお答えをしていただきたいと思います。

2点目のほうはですね、やはり費用的に足場を組んで詳細に調査をすれば、今回のような変更契約は防げたのかもしれないけれども、やはり経費がかかるという…足場を組むとですね、大分経費がかかるというふうには想像できますので、そういった経費を考慮して対応されたのかなというふうには想像しますが、それについてもですね、お伺いをいたします。

総 務 課 長 再度御説明させていただきます。まず工事の契約の議案につきましては、契約の目的、方法、金額、相手方、それを記載すれば議案として成立するので、それ以外のものは記載する必要はないということでございます。それとあと参考資料として、今回一応工事契約を、請負契約を提出させていただいておりますので、あくまでも参考資料ということで御理解いただければと思います。以上です。

教 育 課 長 それではお答えをいたします。議員おっしゃられるとおりですね、やはり設計の段階で足場を組んで詳細に調査というのは、時間もかかりますし、経費もかかるというふうに考えております。以上でございます。

9 番 井 上 終わります。

議 長 そのほかに質疑ありますか。

4 番 中 津 川 先ほど質問で手を挙げさせていただいたんですけども、質問の内容が井上議員さんの2つ目の質問と全く同様でございますので、取下げさせていただきます。

議 長 分かりました。そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声がありますので、質疑なしということでよろしいでしょう

か。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。では、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。